

1. 大 気

(1) 大気汚染とは

大気汚染とは、大気中に人の健康や生活環境に悪い影響を生じさせるような汚染物質がある状態をいいます。

この汚染物質は、工場や自動車から排出され、代表的な物質としては、二酸化硫黄、二酸化窒素などがあります。

環境基本法により、大気汚染物質についての維持することが望ましい基準（環境基準）が二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン等について定められています。

(2) 汚染物質の監視

町内において、鯛浜（北島南小学校測定局：県設置）で二酸化硫黄や二酸化窒素等の17項目を、中村（栄通り公園測定局：町設置）で、二酸化硫黄の測定を24時間実施しております。平成18年度の浮遊粒子状物質を最後に基準値を超える値は検出されていません。

(3) 光化学オキシダント

自動車の排ガスや工場のばい煙等に含まれる窒素酸化物や炭化水素などが大気中で強い太陽光線を受けると光化学反応を起こし、オゾンやPAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの酸化性物質がつくられます。これらの酸化性物質を総称して「光化学オキシダント」といい、よく「光化学スモッグ」と呼ばれているのは、このオキシダントや他の大気汚染物質の濃度が高くなった時にできる大気中のもや（スモッグ）のことです。

濃度が高くなると目やのどが痛くなったり、植物に悪い影響が出たりすることがあります。

オキシダントの発生には、気象条件が大きく影響します。特に4月から10月までの次のような条件に重なった日に発生しやすくなります。

天 気：快晴または晴れ（日射が強い状態）

気 温：おおむね20℃以上

湿 度：おおむね75%以下

風 速：無風から微風

○光化学オキシダント予報・注意報について

大気中の光化学オキシダント濃度が上昇し一定のレベルを超えると、予報等の発令が行われます。予報等が発令されると主なばい煙発生工場等では、燃料使用量の削減などの措置がとられます。平成19年度に予報・注意報が1件ずつ発令された以降の実績はありません。

●光化学オキシダント注意報発令時は、

- ・病人や子ども、老人などは、できるだけ屋外にでないようにしてください。
- ・できるだけ自動車の使用を控えてください。
- ・目やのどに刺激を感じた場合は、水道水ですみやかに洗眼、うがいをを行い、徳島保健所又は町まちみらい課（☎698-9806）へ連絡をしてください。

1-1. 大気汚染に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護するうえで維持することが望ましい環境基準は次のとおり定められている。

環 境 基 準

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 の 方 法
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電てんびん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmか0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる科学発光法
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 ・光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 	

環境基準による大気汚染の評価

(1) 短期的評価（注1）

二酸化硫黄等の大気汚染の状態を環境基準にてらして短期的に評価する場合は、連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間についてその評価を行う。

この場合、地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動等にてらし、異常と思われる測定値が得られた際においては、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等について慎重に検討を加え、当該測定値が測定器に起因する場合等地域大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合には、当該評価対象としない。

なお、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測（上記の評価対象としない測定値を含む）が1日（24時間）のうち4時間をこえる場合には、評価対象としない。

(2) 長期的評価（注2）

本環境基準による評価は、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するうえからは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことが必要である。しかしながら、現在の測定体制においては測定精度に限界があること、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を実施する。

1日平均値である測定値〔(1)の評価対象としない測定値を除く。〕につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行う。ただし、1日平均値につき環境基準をこえる日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わない。

(3) 98パーセント値評価（注3）

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、0.06ppmを超える場合は達成されていないものと評価する。

(注1) (注2) 昭和48年6月12日環大企 第143号より抜粋

(注3) 昭和53年7月17日環大企 第262号より抜粋